

埋蔵文化財に関する主な法的根拠

1 発掘届出書

周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等をおこなおうとする時は、発掘届出書を発掘に着手しようとする60日前までに、大阪府教育委員会教育長に届け出なければなりません。

(文化財保護法第93条第1項)

第93条第1項 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で貝つか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という)を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 遺跡の発見届出、停止命令等

発掘届出による調査以外で、遺物や、遺構によって遺跡と認められるものを発見したときは現状を変更せずに大阪府教育委員会教育長に届け出なければなりません。

大阪府教育委員会教育長は、この届出のあった場合、その現状を変更する行為の停止又は禁止を命じることができます。その期間は、3ヵ月ですが、調査の進行にあわせて通算して6ヵ月まで延長できます。

また、大阪府教育委員会教育長に届出がなされなかった場合においても現状変更の停止等措置を執ることができます。

(文化財保護法第96条第1項)

第96条第1項 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝つか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならぬ。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

3 費用負担

個人住宅などは、公費負担でおこなっています。開発などの場合には、事業者に協力を求めています。

(文化財保護法第99条第1項)

第99条第1項 地方公共団体は、文化庁長官が第98条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

3 地方公共団体は、第1項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

4 試掘調査

本市において、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所で開発行為を行おうとする時は、事前に試掘調査が必要です。

★富田林市開発指導要綱★

- 第11条 開発者は、文化財保護法を遵守し、開発区域における文化財の保存及び活用に努めるものとする。
- 2 開発者は、次に掲げる地区内及び文化財並びに周辺地域において開発行為等を行う場合は、景観の保全に配慮した計画としなければならない。
- (1) 富田林市伝統的建造物群保存地区
- (2) 富田林寺内町地区町並み保全要綱(平成9年富田林市要綱第5号)に定める保全地区
- (3) 指定文化財(建造物及び史跡名勝天然記念物)及び登録文化財(建造物)
- 3 開発者は、開発区域内の埋蔵文化財について発掘調査が必要と認められる場合は、自らの負担により実施しなければならない

☆富田林市開発指導要綱細則☆

- 第14条 開発者が埋蔵文化財包蔵地(周知の遺跡)にかかる範囲で開発行為等を行う場合は、文化財保護法に基づき所定の手続を採るとともに、事前に市教育委員会と協議を行い、発掘調査が必要と認められる場合は、掘削工事着手までに実施し、その保存、活用を図るよう努めなければならない。
- 2 開発者は、開発行為等の計画に先立ち、市教育委員会において周知の埋蔵文化財の有無を確認すること。この場合において、工事中に埋蔵文化財を発見した場合には、直ちに工事を中止し、市教育委員会に届け出てその指示を受けなければならない。
- 3 国、大阪府又は市が文化財として指定していない道標、地蔵、五輪塔等の民族文化財をはじめとする歴史的遺産については、むやみに破損、投棄又は埋設することなく、市教育委員会及び関係者と協議のうえ、その保存、活用に努めること。
- 4 過去に埋蔵文化財調査が完了し、埋蔵文化財包蔵地が消滅した箇所の発掘調査等は必要としない。この場合において、開発行為等により既に埋蔵文化財包蔵地が存在していないと推定される箇所についても同様とする。

☆富田林市文化財保護条例☆

第1章 総則

(市の責務)

- 第3条 市は、文化財が歴史、文化又は自然の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存、保全、継承及び活用が適切に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(市民、所有者等の責務)

- 第4条 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に、誠実に協力しなければならない。
- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が市民共有の貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存し、継承するとともに、できるだけこれを公開する等文化財の活用に努めなければならない。

第3章 埋蔵文化財

(埋蔵文化財の保護)

- 第21条 委員会は、市の区域内に存する法第93条第1項に規定する埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図り、土木工事等によって当該周知の埋蔵文化財包蔵地が損傷し、又は出土遺物が散逸しないよう、所有者その他の関係者に適切な指導又は助言を行い、その防止に努めなければならない。
- 2 何人も、市の区域内において宅地造成、土地の開墾等により、法第92条第1項に規定する埋蔵文化財を発見したときは、速やかに委員会に届け出るとともに、当該埋蔵文化財の損傷及び散逸の防止に留意し、当該埋蔵文化財包蔵地の保存に努めなければならない。
- 3 何人も、委員会が行う埋蔵文化財の発掘調査その他の保護措置に協力するよう努めなければならない。